

**西表石垣国立公園 石垣・石西礁湖地域
管理運営計画書（案）に関する意見募集（パブリックコメント）の結果**

1 意見募集の概要

「西表石垣国立公園 石垣・石西礁湖地域 管理運営計画書（案）」について、次のとおり御意見を募集しました。

○意見期間

令和5年8月10日（木）～令和5年9月8日（金）

○意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）を介したインターネットによる提出、郵送、ファクス又は電子メール

2 意見募集の結果

整理した意見の総数 3件
ほか意見募集対象外の意見 0件

3 御意見の概要及びそれに対する考え方について

別紙のとおり

西表石垣国立公園 石垣石西礁湖地域 管理運営計画書(案)に関する意見の概要及びそれに対する考え方について

番号	案における該当ページ	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	P9, 16, 21, 23, 24, 27, 29	「もしくは」は「若しくは」とすべき。「または」は「又は」とすべき。段落冒頭が1字下げになっていない箇所については、1字下げとすべき。	御意見のとおり修正します。
2	P26 7. 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項 >(2)許可、届出等取扱方針	・7. (2)表「全行為共通」の<審査基準>アでは「地域の公民館等」と調整を図ることとされているが、公民館は社会教育法に基づき「市町村その他一定区域内の住民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的」として事業を行う施設であり、開発主体から協議を受けたとしても、回答する権能を有さないのではないか。	西表石垣国立公園内の自治体では公民館が自治活動において中心的な役割を担うことが多く、地域の意見を聞くという観点から公民館との調整も必要であると考えています。
3	P9 5. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項 >(1)景観タイプと保全方針	計画書案の9ページに記載されている「星空景観タイプ」、22ページ・26ページの「配慮を求める事項」に記載されている「照明」に関する事項は、石垣島天文台が推進する天文学の研究および広報・教育普及活動においていずれも重要であるため、十分にご配慮いただくことを強く望みます。	いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。